

平成25年度水質検査計画

平成25年3月
島根県企業局

目次

1. 基本方針	- 1 -
2. 水道用水供給事業の概要.....	- 1 -
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	- 2 -
4. 採水場所	- 4 -
5. 水質検査項目及び検査頻度	- 5 -
6. 水質検査方法.....	- 5 -
7. 臨時の水質検査	- 5 -
8. 水質検査の自己／委託の区分	- 5 -
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	- 5 -
10. 水質検査の評価.....	- 6 -
11. 水質検査計画の見直し.....	- 6 -
12. 水質検査の精度と信頼性保証.....	- 6 -
13. 関係者との連携について	- 6 -

1. 基本方針

島根県企業局では、島根県が供給する水道用水において定期に実施する水質検査について、水道水質基準を遵守するために水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に実施する水質検査についても、実施する際の要件については計画書にて明らかにします。

さらに、将来にわたって水道用水の安全性の確保に努めるために、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム及びジアルジアについても検査を実施します。

2. 水道用水供給事業の概要

島根県企業局では、現在、県東部の4市に水道用水を供給する「島根県水道用水供給事業」と、県中部の2市に供給する「江の川水道用水供給事業」の2事業を実施しています。

その概要は以下に示すとおりです。

[島根県水道用水供給事業]

事業体の名称	島根県水道用水供給事業	
給水区域	松江市、出雲市、安来市、雲南市	
計画目標年度	平成35年度	
計画給水人口	268,086人	
計画一日最大給水量	87,400m ³ /日	
一日平均給水量	53,880m ³ /日	
浄水場名	今津浄水場	三代浄水場
供給年月日	昭和44年6月	平成23年4月
水源	飯梨川、山佐川（伏流水）	斐伊川（伏流水）
水利権	0.65m ³ /s	0.340m ³ /s
主な浄水処理方式	緩速ろ過池、塩素消毒	
主な浄水使用薬品 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	

島根県水道用水供給事業の給水区域図は図1のとおりです。

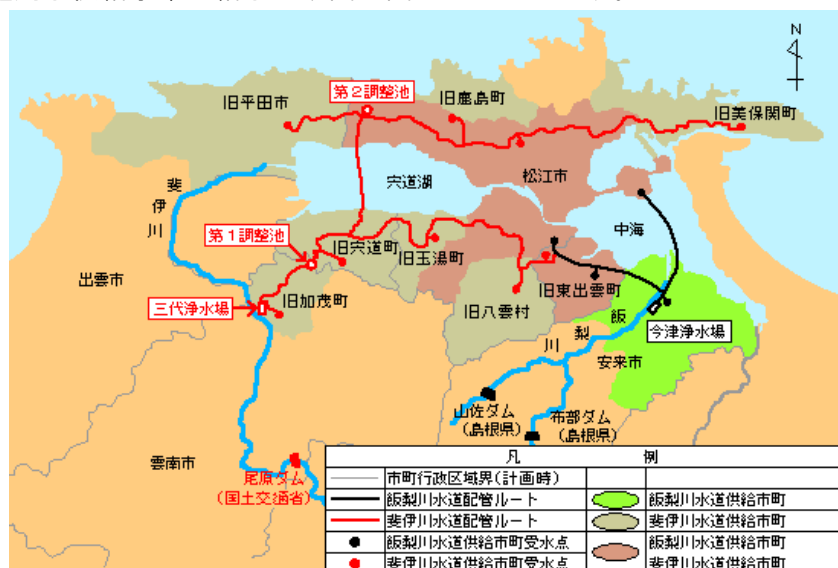


図1 給水区域図

[江の川水道用水供給事業]

事業体の名称	江の川水道用水供給事業
給水区域	江津市、大田市
計画目標年度	平成7年度
計画給水人口	72,000人
計画一日最大給水量	27,000m ³ /日
一日平均給水量	12,691m ³ /日
浄水場名	江津浄水場
供給年月日	昭和60年4月
水 源	江の川（表流水）
水利権	0.314m ³ /s
主な浄水処理方式	緩速ろ過池、塩素消毒
主な浄水使用薬品	
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム（PAC）
アルカリ剤	カセイソーダ
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム

江の川水道用水供給事業の給水区域図は図2のとおりです。



図2 給水区域図

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

[島根県水道用水供給事業]

水源は飯梨川及び斐伊川の伏流水であり、飯梨川は適切な浄水処理を実施することで、これまでの検査結果において水質基準を全て満足した安全で良質な水道用水を供給しています。斐伊川においても同様に水質基準を全て満足した安全で良質な水道用水を供給します。

しかし、取水上流域には、原水の汚染要因となる水質管理上注意すべき項目が、また浄水場使用薬品からの由来で注意すべき項目があります。これらを下表に示します。

水 系	原水の汚染原因	水質管理上注意すべき項目
斐伊川水系 飯梨川	降雨による濁水、藻類の繁殖 油の流出	濁度、臭気
斐伊川水系 斐伊川		

浄水場使用薬品からの 由来で注意すべき項目	塩素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管タンク内で生成する恐れがある）
	臭素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウム製造過程での副生成物）
	総トリハロメタン（消毒用次亜塩素酸ナトリウムを注入する事により生成される）

[江の川水道用水供給事業]

水源は江の川表流水であり、降雨時の色度、濁度の上昇はあるもののPACによる凝集沈澱及び緩速ろ過により除去できており、現在までの水質は良好な状態です。浄水についてはこれまでの検査結果から水質基準を全て満足しており、安全で良質な水道用水を供給しています。

しかし、原水における降雨による濁水、藻類の繁殖などの水質管理上注意すべき項目が、また浄水場使用薬品からの由来で注意すべき項目があります。これらを下表に示します。

水 系	原水の汚染原因	水質管理上注意すべき項目
江の川水系 江の川	降雨による濁水、藻類の繁殖 油の流出	濁度、臭気

浄水場使用薬品からの 由来で注意すべき項目	塩素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管タンク内で生成する恐れがある）
	臭素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウム製造過程での副生成物）
	アルミニウム（PACによる凝集沈澱を行うため）
	総トリハロメタン（消毒用次亜塩素酸ナトリウムを注入する事により生成される）

4. 採水場所

[島根県水道用水供給事業（今津浄水場）]

(1) 企業局が供給する送水管路末端

水質基準項目の検査は、松江市竹矢ポンプ場で実施します。

また、水道法に基づく1日1回の検査は、松江市竹矢ポンプ場に設置した自動水質監視装置で実施します。

(2) 浄水場

浄水処理過程の管理に必要な検査については、水質基準項目を参考に原水は沈砂池で、浄水は浄水池で実施します。一部の項目（濁度、pH、残留塩素）については、浄水場内に設置してある各水質計器で自動計測します。

水質管理目標設定項目については、農薬類以外の26項目は浄水池で実施します。

また、農薬類（全102項目）については沈砂池で実施します。

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については沈砂池及び浄水池で行います。併せてクリプトスポリジウム指標菌検査については沈砂池で実施します。

(3) 河川水

飯梨川上坂田地点のほか、計3ヶ所において、水質基準項目を参考に水源監視に必要な項目について実施します。

[島根県水道用水供給事業（三代浄水場）]

(1) 企業局が供給する送水管路末端

水質基準項目の検査は、松江市美保関町、松江市東出雲町春日、出雲市園町で実施します。

また、水道法に基づく1日1回の検査は、松江市美保関町、松江市東出雲町春日、出雲市園町に設置した自動水質監視装置で実施します。

(2) 浄水場

浄水処理過程の管理に必要な検査については、水質基準項目を参考に原水は着水井で、浄水は浄水池で実施します。一部の項目（濁度、色度、pH、残留塩素）については、浄水場内に設置してある各水質計器で自動計測します。

水質管理目標設定項目については、農薬類以外の26項目は浄水池で実施します。

また、農薬類（全102項目）については着水井で実施します。

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については着水井及び浄水池で行います。併せてクリプトスポリジウム指標菌検査については着水井で実施します。

(3) 河川水

斐伊川の三代橋地点のほか、計3ヶ所において、水質基準項目を参考に水源監視に必要な項目について実施します。

(4) 調整池

第1調整池及び第2調整池において水質基準項目を参考に浄水の監視に必要な項目について実施します。

[江の川水道用水供給事業（江津浄水場）]

(1) 企業局が供給する送水管路末端

水質基準項目の検査は、大田市鳥越配水池及び江津市嘉久志配水池で実施します。

また、水道法に基づく1日1回の検査は大田市鳥越配水池及び江津市嘉久志配水池に設置した自動水質監視装置で実施します。

(2) 浄水場

浄水処理過程の管理に必要な検査については、水質基準項目を参考に原水は着水井で、浄水は浄水池で実施します。一部の項目（濁度、pH、残留塩素）については、浄水場内に設置してある各水質計器で自動計測します。

水質管理目標設定項目については、農薬類以外の26項目は浄水池で実施します。

また、農薬類（全102項目）については着水井で実施します。

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については着水井及び浄水池で実施します。併せてクリプトスポリジウム指標菌検査については着水井で実施します。

(3) 河川水

取水場のある江の川長良地点のほか、計5ヶ所において、水質基準項目を参考に水源監視に必要な項目について実施します。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準項目と毎日検査

検査項目の検査頻度及び頻度設定の理由は表1、2及び3に示すとおりです。

(2) 水質管理目標設定項目

全27項目については年1回実施します。

(3) その他の項目

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については年4回実施します。

クリプトスポリジウム指標菌検査については年2回実施します。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく検査方法により実施します。水質管理目標設定項目及びその他の項目については厚生労働省課長通知、上水試験方法（日本水道協会編）により実施します。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に実施します。

- イ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ロ 水源に異常があったとき
- ハ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ニ 浄水過程に異常があったとき
- ホ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ヘ その他必要があると認められるとき

8. 水質検査の自己／委託の区分

水質基準項目については、島根県企業局東部事務所と西部事務所での自己検査及び水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関への委託検査により実施します。

また、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については前記検査機関への委託検査により実施します。



企業局東部事務所水質検査室



企業局西部事務所水質検査室

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び主要な検査結果は島根県企業局ホームページで公表します。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kigyoo/>

10. 水質検査の評価

検査結果の評価は、検査項目ごとに水質基準値と照らし合わせて実施します。検査結果が基準値を超過又は超えるおそれがある場合は、直ちにその原因を調査・究明し、適切な対策を講じます。

11. 水質検査計画の見直し

各検査項目の検査結果を踏まえ、検査項目及び検査回数などについて、毎年度、計画の見直しを行います。また、法改正等に伴う変更があった場合においても、必要に応じて見直します。

12. 水質検査の精度と信頼性保証

自己検査については、検査の精度と信頼性を確保するため技術向上に努めます。

委託検査については、検査機関の外部精度管理結果の提出を求め、それにより測定値の信頼性を保証します。

13. 関係者との連携について

水道用水の安全性を確保するため、水源等での水質汚染事故や水系感染症の発症等の報告があった場合は、厚生労働省、島根県健康福祉部、水質汚濁防止連絡協議会、国土交通省、県土整備事務所、県保健所及び関係市町と情報交換を図りながら迅速に対策を講じます。

お問い合わせ先

島根県企業局施設課

〒690-8501

松江市殿町8番地

TEL 0852-22-5678

FAX 0852-22-5679

E-mail kigyo-shisetsu@pref.shimane.lg.jp

表 1 (島根県水道用水供給事業・今津浄水場)

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度と設定理由を記載する。

	新水質基準 (H23. 4. 1施行)		検査回数			設定理由
	省略不可項目	事項	検査頻度	自己検査回数	委託検査回数	
1	○	一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
2	○	大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
3		カドミウム及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
4		水銀及びその化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
5		セレン及びその化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
6		鉛及びその化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
7		ひ素及びその化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
8		六価クロム化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
9	○	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
10	○	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
11		フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
12		ほう素及びその化合物	2回/年	-	2回/年	安全性を確認するため
13		四塩化炭素	1回/3月	1回/3月	2回/年	安全性を確認するため
14		1,4-ジオキサン	2回/年	-	2回/年	安全性を確認するため
15		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	1回/3月	2回/年	安全性を確認するため
16		ジクロロメタン	1回/3月	1回/3月	2回/年	安全性を確認するため
17		テトラクロロエチレン	1回/3月	1回/3月	2回/年	安全性を確認するため
18		トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3月	2回/年	安全性を確認するため
19		ベンゼン	1回/3月	1回/3月	2回/年	安全性を確認するため
20	○	塩素酸	1回/月	-	1回/月	薬品による汚染の恐れがあるため
21	○	クロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
22	○	クロロホルム ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
23	○	ジクロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
24	○	ジブロモクロロメタン ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
25	○	臭素酸	1回/月	-	1回/月	薬品による汚染の恐れがあるため
26	○	総トリハロメタン ※濃度の総和	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
27	○	トリクロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
28	○	ブロモジクロロメタン ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
29	○	ブロモホルム ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
30	○	ホルムアルデヒド	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
31		亜鉛及びその化合物	2回/年	-	2回/年	性状を確認するため
32		アルミニウム及びその化合物	2回/年	-	2回/年	性状を確認するため
33		鉄及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
34		銅及びその化合物	2回/年	-	2回/年	過去において検出されていないため
35		ナトリウム及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
36		マンガン及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
37	○	陰化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
38		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
39		蒸発残留物	1回/3月	2回/年	2回/年	性状を確認するため
40		陰イオン界面活性剤	2回/年	-	2回/年	過去において検出されていないため
41		ジェオスミン((4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール)	1回/月	-	1回/月	原因藻類が発生する恐れがあるため ※注1
42		2-メチルイソボルネオール(1・2・7・7-テトラメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール)	1回/月	-	1回/月	原因藻類が発生する恐れがあるため ※注1
43		非イオン界面活性剤	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
44		フェノール類	2回/年	-	2回/年	過去において検出されていないため
45	○	有機物質(全有機炭素「TOC」の量)	1回/月	-	1回/月	省略不可項目
46	○	pH値	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
47	○	味	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
48	○	臭気	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
49	○	色度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
50	○	濁度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
毎日1		色	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
毎日2		濁り	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
毎日3		消毒の残留効果	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
		水質管理目標設定項目		-	1回/年	
		クリプト、ジアルジア(原水、浄水)		-	4回/年	
		クリプトスポリジウム指標菌検査		-	2回/年	

※注1: 項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く

表2 (島根県水道用水供給事業・三代浄水場)

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度と設定理由を記載する。

新水質基準 (H23.4.1施行)	検査回数			設定理由	
	省略不可項目	検査頻度	自己検査回数		委託検査回数
	事項				
1	○ 一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
2	○ 大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
4	水銀及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
5	セレン及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
6	鉛及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
7	ひ素及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
8	六価クロム化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
9	○ シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
10	○ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
11	フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
12	ほう素及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
13	四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
14	1,4-ジオキサン	1回/3月	-	1回/3月	安全性を確認するため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
16	ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
17	テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
18	トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
19	ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
20	○ 塩素酸	1回/月	-	1回/月	薬品による汚染の恐れがあるため
21	○ クロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
22	○ クロロホルム ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
23	○ ジクロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
24	○ ジブromokロロメタン ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
25	○ 臭素酸	1回/月	-	1回/月	薬品による汚染の恐れがあるため
26	○ 総トリハロメタン ※濃度の総和	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
27	○ トリクロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
28	○ ブロモジクロロメタン ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
29	○ ブロモホルム ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
30	○ ホルムアルデヒド	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
32	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
33	鉄及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
34	銅及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
35	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
36	マンガン及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
37	○ 塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
39	蒸発残留物	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
40	陰イオン界面活性剤	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
41	ジェオスミン((4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール)	1回/月	-	1回/月 ※注1	原因藻類が発生する恐れがあるため
42	2-メチルイソボルネオール(1・2・7・7-テトラメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール)	1回/月	-	1回/月 ※注1	原因藻類が発生する恐れがあるため
43	非イオン界面活性剤	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
44	フェノール類	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
45	○ 有機物質(全有機炭素「TOC」の量)	1回/月	-	1回/月	省略不可項目
46	○ pH値	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
47	○ 味	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
48	○ 臭気	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
49	○ 色度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
50	○ 濁度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
毎日1	色	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
毎日2	濁り	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
毎日3	消毒の残留効果	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
	水質管理目標設定項目		-	1回/年	
	クリプト、ジアルジア(原水、浄水)		-	4回/年	
	クリプトスポリジウム指標菌検査		-	1回/月	

※注1: 項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く

表3 (江の川水道用水供給事業)

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度と設定理由を記載する。

新水質基準 (H23.4.1施行)	検査回数			設定理由	
	省略不可項目	検査頻度	自己検査回数		委託検査回数
	事項				
1	○ 一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
2	○ 大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	2回/年	-	2回/年	過去において検出されていないため
4	水銀及びその化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
5	セレン及びその化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
6	鉛及びその化合物	2回/年	-	2回/年	安全性を確認するため
7	ひ素及びその化合物	1回/月	-	1回/月	安全性を確認するため
8	六価クロム化合物	2回/年	-	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
9	○ シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
10	○ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
11	フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
12	ほう素及びその化合物	2回/年	-	2回/年	安全性を確認するため
13	四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
14	1・4-ジオキサン	2回/年	-	2回/年	安全性を確認するため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
16	ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
17	テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
18	トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
19	ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
20	○ 塩素酸	1回/月	-	1回/月	薬品による汚染の恐れがあるため
21	○ クロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
22	○ クロロホルム ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
23	○ ジクロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
24	○ ジブromokロロメタン ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
25	○ 臭素酸	1回/月	-	1回/月	薬品による汚染の恐れがあるため
26	○ 総トリハロメタン ※濃度の総和	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
27	○ トリクロロ酢酸	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
28	○ ブロモジクロロメタン ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
29	○ ブロモホルム ※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
30	○ ホルムアルデヒド	1回/3月	-	1回/3月	省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	2回/年	-	2回/年	性状を確認するため
32	アルミニウム及びその化合物	1回/月	-	1回/月	性状を確認するため
33	鉄及びその化合物	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
34	銅及びその化合物	2回/年	-	2回/年	過去において検出されていないため
35	ナトリウム及びその化合物	2回/年	-	2回/年	性状を確認するため
36	マンガン及びその化合物	2回/年	-	2回/年	性状を確認するため
37	○ 塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
39	蒸発残留物	2回/年	-	2回/年	性状を確認するため
40	陰イオン界面活性剤	2回/年	-	2回/年	過去において検出されていないため
41	ジェオスミン((4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフレン-4a(2H)-オール)	1回/月	-	1回/月	原因藻類が発生する恐れがあるため
42	2-メチルイソボルネオール(1・2・7・7-テトラメチルビシク[2・2・1]ヘプタン-2-オール)	1回/月	-	1回/月	原因藻類の発生の恐れがあるため
43	非イオン界面活性剤	1回/3月	-	1回/3月	性状を確認するため
44	フェノール類	2回/年	-	2回/年	過去において検出されていないため
45	○ 有機物質(全有機炭素「TOC」の量)	1回/月	-	1回/月	省略不可項目
46	○ pH値	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
47	○ 味	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
48	○ 臭気	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
49	○ 色度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
50	○ 濁度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
毎日1	色	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
毎日2	濁り	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
毎日3	消毒の残留効果	1回/日	1回/日	-	省略不可項目
	水質管理目標設定項目		-	1回/年	
	クリプト、ジアルジア(原水、浄水)		-	4回/年	
	クリプトスポリジウム指標菌検査		-	2回/年	

※注1:項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く